


 令和5年
 12月1日開始

アルコール検知器の使用「義務化」!

～安全運転管理者の基本業務～



道路交通法施行規則の一部が改正され、令和5年12月1日から**アルコール検知器の使用が義務化**されます。

※ 法令で定める台数以上の自家用自動車を使用する「安全運転管理者選任事業所」が対象となります。

令和5年12月1日施行

- ・運転前後の運転者に対し、酒気を帯びていないか目視等で確認する。
- ・確認した内容を記録し、1年間保存する。

既に
始まっています。



- ・酒気帯びの有無について、目視等だけでなく**アルコール検知器を用いて確認**する。
- ・アルコール検知器は、**正常に作動し、故障のない状態で保持**しておく。



飲酒運転の根絶

～飲酒運転は絶対にしない! させない!～



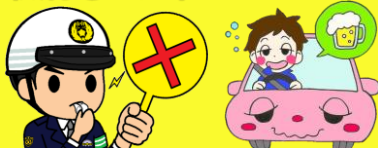
年末に向けて、お酒を飲む機会が増える時期です。自分も周りの人も含め、今一度「**飲酒運転は犯罪である**」ことを認識しましょう。

酒酔い運転

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両を運転したもの

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

免許取消し 3年 (違反点数 **35点**)



酒気帯び運転

酩酊状態が認められないものの、体内に一定基準以上のアルコールを保有して車両を運転したもの

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ① 呼気中アルコール濃度0.25mg / l 以上
→ **免許取消し 2年** (違反点数 **25点**)
- ② 呼気中アルコール濃度0.15mg / l 以上
0.25mg / l 未満
→ **免許停止 90日** (違反点数 **13点**)

X (旧ツイッター) もあります。フォローお願いします! 【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】
 ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
 ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
 投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

